

# 沼津市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画 策定支援業務委託 公募仕様書

## 1 件名

沼津市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定支援業務委託

## 2 業務の目的

沼津市国民健康保険（以下「沼津市国保」という。）では、被保険者の健康保持増進と医療費の適正化を図るため、特定健康診査（以下、「特定健診」という。）の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用し、被保険者の健康状態や疾患構成、医療費の現状を把握し、課題を明確にするとともに、その課題に対する効果的かつ効率的な保健事業をPDCAサイクルに沿って実施するための「データヘルス計画」と、保健事業の中核をなす特定健診および特定保健指導等の具体的な実施方法を定める「特定健診等実施計画」を策定している。現行の第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画（平成30年3月策定、6か年）の計画期間が今年度末をもって満了することに伴い、次期計画を策定するものである。

## 3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日までとする。

### 委託業務に係る詳細予定日

令和5年6～7月：委託者から受託者へのデータ提供

8月：データ精査、レセプトデータ化

9～10月：レセプトデータ化及び現状分析完了

分析結果報告会の開催、結果報告書の提出

過去の取組みや健康課題・目標設定等、データヘルス計画作成にあたり

委託者と協議が必要な部分の決定

保健事業の実施内容作成完了

11月：両計画書素案作成完了（素案に基づき、計画概要を作成）

（12月～令和6年1月頃：パブリックコメント実施）

令和6年2月：両計画書修正

3月：成果物の納品

## 4 業務内容

委託者が提供するデータを用いて、精度の高いデータベースを構築した上で現状分析を行い、健康課題を抽出し、優先すべき保健事業及び介入対象者を明確にすること。また、保健事業については他保険者の実施状況や厚生労働省の推進する事業を踏まえ、本市の既存事業や実情に応じた内容を提案すること。

上記内容を含め、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業実施のための「データヘルス計画」及び、特定健康診査および特定保健指導等の具体的な実施方法を定める「特定健康診査等実施計画」を作成すること。両計画作成にあたって、相互に連携を図るため、データ分析や健康課題の抽出、施策の方向性の検討を一体的に進めていくとともに、設定する目標及び実施計画の内容については受託者が提案し、委託者と協議のうえ決定するものとする。

※分析内容や指標等を含む計画書の内容については、国の提示する第3期データヘルス計画策定の手引き及び静岡県の提示する県方針に示される内容を盛り込み、適宜修正を行うこと。

#### 提供データ

- ① 医科・調剤のレセ電コード情報ファイル CSV データ  
令和2年4月診療分～令和5年3月診療分（36か月分）
  - ・医科: 21\_RECODEINFO\_MED. CSV
  - ・D P C : 22\_RECODEINFO\_DPC. CSV
  - ・調剤: 24\_RECODEINFO\_PHA. CSV
- ② 被保険者マスタ KD\_IF20\_430207\_1406. CSV、KD\_IF21\_430207\_1406. CSV
- ③ 行政区コード一覧  
特定健康診査結果ファイル
  - ・FKAC131 特定健康診査受診者 CSV ファイル
  - ・FKAC163 特定健康診査結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル
  - ・FKAC164 特定健康診査結果等情報作成抽出（その他結果情報）ファイル令和2年度～令和4年度分  
※令和2年4月健診分～令和5年3月健診分（36か月分）
- ④ KDB 帳票
  - 〈保険者の特性把握〉
    - ・地域の全体像の把握（P21\_001）
    - ・健診・医療・介護データからみる地域の健康課題（P21\_003）
    - ・市区町村別データ・同規模保険者比較（P21\_005）
    - ・人口及び被保険者の状況（P21\_006）
  - 〈健診データ〉
    - ・健診の状況（P21\_008）
    - ・健診受診状況（P21\_026）
    - ・性・年齢別階級別保健指導実施率（P21\_028）
    - ・質問票調査の状況（P21\_007）
    - ・質問票項目別集計表（P21\_002）
  - 〈レセプトデータ〉
    - ・医療費の状況（P21\_009）
    - ・都道府県の特徴（P21\_021）
  - 〈介護データ〉
    - ・介護費の状況（P21\_010）
- ⑤ 静岡県国保連合会しずおか茶っとシステムからの抽出データ
- ⑥ その他委託者との協議において分析等に必要と認められるデータで、提供することが可能なデータ

## (1) データベースの構築

委託者が提供するデータを元に、下記のとおり精度の高いデータベースを構築する。

- ① レセプトに記載されたすべての傷病名と診療行為(薬剤、検査、手術、処置、指導料など)を正しく結び付け、傷病名毎の医療費を算出した精度の高いデータベースとすること。実際には治療されていない傷病名に医療費集計されることのないようにすること。
- ② レセプトに記載されている未コード化傷病名をコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を3%未満とし、精度の高いデータベースにすること。
- ③ 傷病名や薬剤(禁忌情報を含めた薬剤データベース)、診療行為等はもれなく最新情報を使用し、コード化に必要なマスタを最低月1回整備する環境があること。

## (2) 現状分析

前項で構築したデータベースを用いて、医療費の全体像及び、医療費の負担額の大きい疾患や将来的に医療費の負担が増大すると予測される疾患を明確にすること。分析は下記項目とするが、必要に応じて協議する。また、3年間の経年比較や年代別・性別に精査すること。

提供データ以外の内容については、委託者と協議の上、内容を精査し、分析すること。

1	基礎統計	レセプト件数、医療費、患者数、患者一人当たりの医療費、被保険者一人当たりの医療費、レセプト一件当たりの医療費等を記載すること。
2	高額なレセプトの疾病傾向分析	医療費が高額化している疾病のうち、予防可能な疾病を特定するため、高額なレセプトに着目し要因となる主要疾病を分析すること。
3	疾病別医療費統計	厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類(121分類)」ごとの医療費・レセプト件数・患者数の統計資料を作成し、医療費の全体像と疾患構成を明確にすること。
4	人工透析患者および糖尿病患者、脳血管疾患患者、心疾患患者、ロコモティブシンドローム、COPD等に関する分析	<ul style="list-style-type: none"><li>・人工透析患者については、血液透析だけではなく、腹膜透析も含めた分析による医療費、人数を算出すること。</li><li>・糖尿病患者については、腎症の悪化等重症化を阻止・遅延させることを目的とし、糖尿病の病期階層化を行い、保健指導をすることにより効果が期待できる対象者数を算出すること。また、糖尿病の病期階層化については、単に健診結果の数値だけでなく、レセプトの傷病名や診療行為・投薬の状況から階層化すること。</li><li>・ロコモティブシンドローム患者については、原因疾患、有病率と医療費を分析すること。</li><li>・COPD患者については、患者数及び潜在患者数の特定、併発状況について分析すること。</li></ul> ※各分析について、年齢階層別・男女別等の表及びグラフを作成すること。

5	治療中断者や未治療者に関する分析	生活習慣病の治療がレセプトから一定期間確認できるが、受診を中止している者及び治療につながっていないを特定してリストを作成すること。
6	ジェネリック医薬品、多受診（重複・頻回受診、重複服薬）についての医療費適正化・受診行動適正化に向けた分析	<p>・ジェネリック医薬品の分析については、分析対象期間の月ごとの普及率を金額ベースおよび数量ベースで算出すること。また、分析対象期間の処方状況から、ジェネリック医薬品へ切り替え可能な金額・数量を算出すること。また、がん・精神疾患・短期処方を除いた場合の切り替えポテンシャルも算出すること。</p> <p>・重複受診、頻回受診、重複服薬の患者について分析し、その要因となる疾病や薬剤、患者数を分析すること。また、実際に受診行動適正化を促すため、患者の個々の状態（分析期間における診療履歴）を考慮し、適切な保健指導対象者数を算出すること。</p>
7	薬剤併用禁忌	分析対象期間における併用禁忌の発生状況、患者数を抽出すること。
8	健診異常値放置者に関する分析	健診受診しているが異常値があり、その異常があった検査値に対し、レセプトから関連のある治療や検査がない者を特定すること。
9	特定健康診査受診者及び未受診者の治療状況	特定健康診査受診者及び未受診者の治療状況について、医療費も含め分析すること。
10	特定保健指導に係る医療費の分析	特定保健指導の対象者と非対象者、実施者と未受診者の医療費について分析する。
11	健診未受診者の把握と分析	
12	生活習慣病リスク因子（有所見者の状況）	特定健康診査結果から、生活習慣病のリスク因子を分析し、重症疾病の危険度に区別すること。また、リスクの重複者や受診勧奨判定値・保健指導判定値の区分においても分析する。
13	生活習慣データ	特定健康診査質問票における生活習慣状況から、生活習慣病のリスク因子を分析し、質問項目毎にグラフ化すること。
14	新たに介入が必要な疾患・健康リスクについての分析	
15	その他必要と認めるもの	

※医療費の情報や特定健康診査受診率など、求めに応じて各地区の状況を表・グラフ・地図等を用いて比較するものとする。

### (3) 事業評価

主に第2期データヘルス計画における目標達成状況及び評価を行うこと。受診率などのKPI(重要業績指標)を含め、個別保健事業について、目標の達成状況、事業の実績・評価を含め、事業の課題を整理すること。事業の対象名簿を基に、医療・疾病状況の差異を抽出し、比較すること。

#### (4) データヘルス計画の策定支援

前項の医療費分析を踏まえ、適宜 KDB 帳票等を活用し、データヘルス計画を作成すること。データヘルス計画は、データ分析等をもとに4つの観点（ストラクチャー・プロセス・アウトプット・アウトカム）から、計画全体及び個別保健事業について、各々評価を行った結果及び下記項目を記載すること。

- ア 計画の趣旨・背景／計画期間／実施体制・関係者連携
- イ 保険者等の特性／前期計画等に係る考察
- ウ 健康・医療情報等の分析・分析結果に基づく健康課題の抽出
- エ データヘルス計画（保健事業全体）の目的、目標、目標を達成するための方策
- オ 健康課題を解決するための個別の保健事業
- カ 個別の保健事業及びデータヘルス計画（保健事業全体）の評価・見直し
- キ 計画の公表・周知
- ク 個人情報の取扱い
- ケ 地域包括ケアに係る取扱い及びその他の留意事項

また、分析結果及び現行計画等の評価を踏まえ、課題に対応した優先すべき事業の提案又は既存事業の改善手法の提案を行うこと。

また、計画作成にあたり、特に③～⑩の項目については委託者と協議の上決定することとし、必要に応じ、追記や変更が容易にできるようにするものとする。

##### ① 背景の整理

沼津市国民健康保険の被保険者の特性を把握し、現在実施している保健事業の状況について整理を行う。特性の把握については、KDB 帳票等を活用すること。

##### ②健康・医療情報の分析及び分析結果に基づく健康課題の把握

現状分析の結果から被保険者の健康状態と疾患構成を明らかにし、沼津市国民健康保険の健康課題を把握し、施策方針を導くこと。経年比較・国や都道府県の平均や同規模保険者との比較は KDB 帳票等を活用すること。

##### ③目的・目標の設定

施策方針に基づき、計画の目標値を設定すること。また、各保健事業についても目標（アウトプット・アウトカム等）を設定すること。

##### ④保健事業の実施計画

目標達成に向けた各種保健事業計画について提案した上で、委託者と検討して決定する。また、計画期間における各年間事業計画を立案すること。

##### ⑤保健事業実施計画の評価方法

各種保健事業の評価指標等について検討し決定する。指標については国の手引に示される故指標のほか、県方針にて示される県共通指標を踏まえ、設定することとする。

##### ⑥見直しの考え方

各種保健事業の目的・目標の達成状況について、評価の時期や見直しについて検討し決定する。

##### ⑦計画の公表・周知について

計画等の周知方法について検討し決定する。

##### ⑧事業運営上の留意事項について

関連部署との連携及び関連事業について検討し決定する。

⑨個人情報の保護について

個人情報の取り扱いについて記載する。

⑩その他計画作成に当たっての留意事項

関係部署、有識者等で構成する協議の場や、既存の計画との連携・関係者との協議・合意等について検討し決定する。国が示す手引きや指針等、県方針等を網羅した記載とすること。

(5) 特定健康診査等実施計画の作成

前項のデータヘルス計画の内容を踏まえ、高齢者の医療の確保に関する法律に定める事項及び国の指針等を網羅し、「特定健康診査等実施計画作成の手引き 第4版(厚生労働省保険局参照)」に沿った項目を記載することとし、下記の内容を含むものとする。

- ア 計画改定の趣旨・背景
- イ 本市の現状と評価
- ウ 医療費の現状
- エ 達成しようとする目標
- オ 特定健康診査・特定保健指導の実施方法
- カ 個人情報の保護
- キ 計画の公表・周知
- ク 計画の評価及び見直し
- ケ その他

(6) 分析結果報告会の開催

前項の分析に基づき、本市の課題となる分析結果を報告書にとりまとめ、報告会を実施すること。報告会では、分析結果から見える本市の健康課題について説明し、必要となる事業についても提案すること。報告会には、以下の報告書を提出すること。

分析結果報告書

データ: PowerPoint 及び Excel 形式 / 紙媒体: 10部(A4版又はA3版 カラー印刷)

5 成果物

- (1) 沼津市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画(A4版、両面カラー印刷で150ページ程度を想定、製本したもの) 100部
- (2) 計画書データ(PowerPoint 及び Excel 形式)を格納したCD・DVD等の分析電子媒体  
※統計資料等を表やグラフなど加工が可能な形で提出すること。
- (3) 保健事業対象者リスト

6 個人情報の保護

プライバシーマークまたはISO27001/ISMSを取得していること。

7 セキュリティ体制

データの受け渡し方法及びデータベースの作成を行う作業場所のセキュリティ対策については以下のとおりであること。

(1) データの受け渡し

本業務に使用するデータはパスワードを設定した上で、セキュリティ対策をとった安全な環境にて受け渡しすること。

(2) 作業場の分割

データ入力を行う場所、業務サーバーを設置している場所を分けて管理すること。

(3) 入退管理の徹底

各作業場への入室には、指紋認証などの入室制限を行い、予め登録しているものだけが作業できること。

(4) データ持ち出しの禁止

私物の持ち込みを禁止するとともに、USB 端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。

(5) 保管場所の施錠

受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。

8 その他の留意事項

(1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき契約を履行する。

(2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務に遂行すること。

(3) 受託者は、業務の進捗状況及び内容を定期的に報告し、担当部局と綿密な連絡調整を図り業務を遂行すること。

(4) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(5) 本業務委託により作成される成果物及び関連資料に関する知的財産権は、データを含めすべて委託者である本市に帰属するものとし、本市の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。

(6) この他、契約書、仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、本市と協議のうえ定めるものとする。

(7) 本業務に関連する計画との整合性を図ること。